

○総務省告示第四号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第二号）の施行に伴い、平成二十八年総務省告示第九号（電気通信事業法施行規則第五十九条の二第一項第一号イの規定に基づきドメイン名の一部を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年一月十六日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>電気通信事業法施行規則第五十九条の三第一項第一号イに規定するドメイン名の一部は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>改正前</p> <p>電気通信事業法施行規則第五十九条の二第一項第一号イに規定するドメイン名の一部は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七 同上」</p>
--	---

附 則

この告示は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第二号）附則第一条本文に規定する日から施行する。